

第 7 1 回 国有財産九州地方審議会

議 事 録

日 時 平成 2 9 年 1 0 月 3 0 日

場 所 福岡第一合同庁舎

国有財産九州地方審議会委員名簿

平成 29 年 10 月 30 日

氏 名	職 名	備 考
あお 青 き 木 たか 充 のぶ 信	(株)九州不動産鑑定所 代表取締役社長	
うり 瓜 う 生 みち 道 あき 明	九州電力(株) 代表取締役社長	
おお 大 がい 貝 とも 知 こ 子	(株)大貝環境計画研究所 代表取締役所長	
おか 岡 だ 田 えい 英 ご 吾	(一財)日本不動産研究所 九州支社長	
か 甲 い 斐 たか 隆 ひろ 博	(株)肥後銀行 代表取締役頭取	
しば 柴 と 戸 たか 隆 しげ 成	(株)福岡銀行 代表取締役頭取	
た 田 なか 中 とし 稔 ひこ 彦	金剛(株) 代表取締役社長	
た 田 ばた 端 ひろ 洋 あき 昭	(株)熊本日日新聞社 取締役 編集・N I E 担当論説委員長	
たん 反 ご 後 ひと 人 み 美	かねくら(株) 代表取締役社長	
とお 遠 や 矢 こう 浩 じ 司	(株)西日本新聞トップクリエ 代表取締役社長	
にし 西 むら 村 ま り こ	(株)辰グループ 専務取締役	
ふる 古 や 屋 よし 令 え 枝	古屋法律事務所 弁護士	
ます 益 むら 村 ま ち こ 真 知 子	九州産業大学経済学部経済学科 教授	
よし 吉 もと 元 み ど り	社会福祉法人紘徳会 常務理事	

(敬称略、50音順)

第71回国有財産九州地方審議会

平成29年10月30日（月）

【井手管財総括第一課長】 それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。本日は、お忙しい中、また遠方から御足労いただき、大変ありがとうございます。私は、本日の進行役を務めさせていただきます福岡財務支局管財総括第一課長の井手でございます。どうぞよろしくお願いたします。

今回の審議会は、本年5月28日の委員改選後、初めての審議会でございます。それでは、御出席いただいております委員の方々を名簿順に御紹介させていただきます。

最初に、株式会社九州不動産鑑定所代表取締役社長、青木充信様でございます。

【青木委員】 青木でございます。どうぞよろしくお願いたします。

【井手管財総括第一課長】 続きまして、株式会社大貝環境計画研究所代表取締役所長、大貝知子様でございます。

【大貝委員】 大貝でございます。どうぞよろしくお願いたします。

【井手管財総括第一課長】 続きまして、一般財団法人日本不動産研究所九州支社長、岡田英吾様でございます。

【岡田委員】 岡田でございます。よろしくお願いたします。

【井手管財総括第一課長】 続きまして、株式会社肥後銀行代表取締役頭取、甲斐隆博様でございます。

【甲斐委員】 甲斐でございます。よろしくお願いたします。

【井手管財総括第一課長】 続きまして、株式会社福岡銀行代表取締役頭取、柴戸隆成様でございます。

【柴戸委員】 柴戸でございます。よろしくお願いたします。

【井手管財総括第一課長】 続きまして、金剛株式会社代表取締役社長、田中稔彦様でございます。

【田中委員】 田中です。よろしくお願いたします。

【井手管財総括第一課長】 なお、田中様には、今回新たに御就任をいただきました。

続きまして、かねくら株式会社代表取締役社長、反後人美様でございます。

【反後委員】 反後でございます。どうぞよろしくお願いたします。

【井手管財総括第一課長】 続きまして、株式会社西日本新聞トップクリエ代表取締役

社長、遠矢浩司様でございます。

【遠矢委員】 遠矢でございます。初めて出席いたします。よろしくお願いいたします。

【井手管財総括第一課長】 遠矢様にも今回新たに御就任をいただきました。

続きまして、株式会社辰グループ専務取締役、西村まりこ様でございます。

【西村委員】 西村まりこです。どうぞよろしくお願いいたします。

【井手管財総括第一課長】 続きまして、古屋法律事務所、古屋令枝様でございます。

【古屋委員】 古屋でございます。よろしくお願いいたします。

【井手管財総括第一課長】 続きまして、九州産業大学経済学部教授、益村眞知子様でございます。

【益村委員】 益村でございます。よろしくお願いいたします。

【井手管財総括第一課長】 続きまして、社会福祉法人絃徳会常務理事、吉元みどり様でございます。

【吉元委員】 吉元でございます。よろしくお願いいたします。

【井手管財総括第一課長】 なお、このほか、九州電力株式会社代表取締役社長、瓜生道明様及び株式会社熊本日日新聞社取締役論説委員長の田端洋昭様のお二方にも御就任いただいておりますが、本日は御都合により欠席でございます。

以上14名の方々が今回御就任いただきました委員の皆様でございます。どうぞよろしくよろしくお願いいたします。

次に、財務局の職員を紹介させていただきます。九州財務局長の佐藤でございます。

【佐藤九州財務局長】 佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【井手管財総括第一課長】 九州財務局管財部長の松永でございます。

【松永管財部長】 松永でございます。よろしくお願いいたします。

【井手管財総括第一課長】 福岡財務支局長の森山でございます。

【森山福岡財務支局長】 森山でございます。よろしくお願いいたします。

【井手管財総括第一課長】 福岡財務支局管財部長の原口でございます。

【原口管財部長】 原口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【井手管財総括第一課長】 それでは、次に会長の選任に移らせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、今回は任期満了に伴います委員改選後初めての審議会でございますので、まず会長を選出していただくこととなります。会長の選任につきましては、国有財産法施行令第6条の5の規定におきまして、委員の互選により選出、選任することとなっております。

したがいまして、委員の皆様方から選出していただくこととなりますが、御提案がございましたらお申し出いただきたいと存じます。

(青木委員挙手)

はい、青木委員お願いいたします。

【青木委員】 大変僭越ではございますが、甲斐委員に引き続きお願いできたらと思います。御案内のとおり、甲斐委員は経済界をはじめ、各方面で御活躍でございます。本審議会の会長になっていただくことにつきまして、皆様いかがでございましょうか。

(「異議なし」という声あり)

【井手管財総括第一課長】 異議なしのようですが、甲斐委員、よろしいでしょうか。

【甲斐委員】 はい。

【井手管財総括第一課長】 ありがとうございます。皆様の御賛同と甲斐委員の御承諾によりまして、甲斐委員に国有財産九州地方審議会会長に御就任いただくことが決定いたしました。それでは、甲斐委員には会長席の方にお移りいただきたいと存じます。

(甲斐会長着席)

【井手管財総括第一課長】 次に、会長代理でございますが、国有財産法施行令第6条の5により、会長があらかじめ指名すると規定されておりますので、甲斐会長に御指名をお願いしたいと思います。

【甲斐会長】 それでは、会長代理は柴戸委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【井手管財総括第一課長】 それでは、これより甲斐会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。甲斐会長、よろしくお願いいたします。

【甲斐会長】 ただいま会長に御推挙いただきました甲斐でございます。どうぞよろしくお願いいたします。前期に引き続きということですが、新しいメンバーも加わりまして、そして、今日は男女比が6対6と対等でございます。こういう会は珍しいと思います。そのようなことで、幅広い視点から積極的に審議をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速、議長を務めさせていただきます。

当国有財産九州地方審議会は、九州財務局長の諮問を受けまして、国民共有の財産であります国有財産を国土の健全な発展のために、いかに有効に活用していくかということを審議する大変重要な会でございます。会長として、本審議会の使命を果たすため、円滑な運営に努めてまいりたいと思いますので、委員の皆様におかれましては、御協力のほどよ

ろしくお願いいたします。

それでは、第71回の国有財産九州地方審議会を開催いたします。本日の審議会につきましては、お手元の会議次第により進めてまいりたいと思います。

それでは、本審議会の成立について、事務局から報告をお願いします。

【井手管財総括第一課長】 それでは、御報告いたします。

本審議会の委員の定数は14名でございます。本日は12名の委員の方々に御出席をいただいておりますので、国有財産法施行令第6条の8に定める委員の半数以上の出席で会議を開き、議決するとの会議成立要件を満たしており、本審議会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

【甲斐会長】 はい、ありがとうございました。

次に、審議に先立ちまして、九州財務局長から御挨拶をお願いします。

【佐藤九州財務局長】 改めまして、九州財務局長の佐藤でございます。第71回国有財産九州地方審議会の開催に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

甲斐会長をはじめとしまして、委員の皆様方には、先般の委員改選におきまして快く委員をお引き受けいただきまして、また、本日は大変お忙しい中、本審議会に御出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

さらに、平素から国有財産行政をはじめとしまして、財務局の業務全般につきまして格別の御理解と御協力、御指導を賜っておりまして、この場をお借りしまして改めて御礼申し上げます。

さて、本日の諮問事項は、福岡市及び古賀市に所在する国有財産の売払い等についてでございます。具体的には、両市でございます国有財産を社会福祉法人に対して、特別養護老人ホーム等の用地として売払い並びに貸付けをするという事案であります。

近年、財務省としましては、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を推進いたします観点から、保育、介護、医療など人々の安心につながる分野で国有財産の積極的な活用を進めてきているところであります。今回の付議事案のような介護離職ゼロや待機児童解消のための活用につきましては、優先的な売却やあるいは定期借地制度を用いた貸付けを積極的に行っているところであります。

私ども財務局といたしましては、審議会の答申及び本日頂戴いたします御意見等を踏まえて、適正かつ公正な行政手続を経て、国民共有の貴重な財産である国有財産が有効かつ適正に利用されますように努めてまいりたいと考えておりますので、本日はどうぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

【甲斐会長】 佐藤局長、ありがとうございます。

それでは、早速、諮問事項の審議に入りたいと思います。それでは、御審議いただきます事案は、お手元の諮問書にございます2件でございます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【原口管財部長】 福岡財務支局の原口でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。恐れ入りますが、着席の上、説明させていただきます。

それでは、第1諮問でございます。スクリーンを御覧ください。

諮問事項は、「福岡市博多区に所在する一般会計所属普通財産を、福岡市において事業者の採択がされた場合に、社会福祉法人に対し特別養護老人ホーム等用地として売払いすることについて」でございます。

まず、本事案の背景としまして、介護施設整備に係る国有地活用策について改めまして簡単に触れさせていただきます。

現在、政府においては、介護離職ゼロの実現に向けて、都市部等での介護施設の整備を加速することとしております。そのため、国有地も積極的に活用することとし、新たな施策として、首都圏を中心に、福岡県を含む8都府県において、昨年の1月から定期借地権による貸付けに賃料減額の制度を導入しております。これを受けまして、当局から福岡県内の地方公共団体に対して国有地の情報提供を行いましたところ、福岡市が実施する29年度の特別養護老人ホーム開設事業者の募集におきまして、利用可能な国有地のリストを示して事業者の公募が行われております。

本日の審議会では、その中で具体的な利用要望が寄せられている国有地で、面積が広く諮問基準に該当する本件について諮問させていただいております。本財産については、1者から要望が寄せられ、今回は定期借地ではなく、売払いの要望となっております。

それでは、事案の説明に入らせていただきます。

まず、財産の位置からでございます。御審議いただきます財産は赤く表示している部分でございます。JR博多駅の南東約5.3キロメートル、JR南福岡駅の北約1.5キロメートルに位置しております。

次に、本財産及び周辺の状況につきまして御説明いたします。赤色の部分が、今回、介護施設整備用地として活用予定の財産でございます。この国有地の範囲は、都市計画法上、準工業地域に指定されており、建蔽率60%、容積率200%となっております。国有地全体の面積は3,118.26平方メートルで、昭和37年から国土交通省の福岡国道事務

所福岡維持出張所として使用されておりましたが、庁舎移転に伴い、用途廃止の上、平成29年3月に一般会計所属普通財産として当局に引き継がれたものでございます。

次に、現況写真でございます。赤色の部分が、今回、諮問させていただく財産でございます。現況写真では複数の建物が建っておりますが、今年度に解体撤去を終えておりまして、現在は更地となっております。周辺の状況でございますが、ロードサイド店舗が建ち並び、事務所、倉庫、マンション等が混在する地域となっております。国有地は、県道、市道、自動車販売店、農地に囲まれております。

利用計画につきましては、福岡市の募集要項に沿った形で策定しておりますので、ここで市の募集要項の概要について御説明いたします。

福岡市では、高齢者ができるだけ住み慣れた地域で生活を続けられるよう、身近な地域で多様なサービスが提供される体制づくり地域包括ケアシステムの構築を進めております。平成27年度からの3カ年計画である第6期介護保険事業計画のもとで、入所・居住系ニーズに応じた特別養護老人ホーム等の施設整備を進めつつ、地域密着型の小規模施設や在宅向けサービスの拡充にも力を入れていくこととしております。

そこで、29年度の福岡市の募集要項においては、国有地を活用する事業者に対しては、特に地域の介護拠点となるような特色のある計画を求めるという観点から、特別養護老人ホームの設置に加えまして、小規模多機能型居宅介護など御覧のような施設についても、併設することが要件とされております。このような募集要項の要件に沿って事業者が計画を策定しているところでございます。

次に、本事業の必要性、緊急性でございます。福岡市の高齢者人口等の状況でございますが、今年4月末時点での65歳以上の人口は31万7千人ですが、今後、高齢者の大幅な増加が見込まれており、福岡市の将来推計によりますと、2025年には37万8千人まで増加し、そのうち75歳以上が21万5千人と、半数以上を占めることになると見込まれております。

また、要介護認定者につきましても、福岡市によれば、2017年の約6万4千人から2025年には約9万2千人と、およそ1.4倍になると見込まれており、特別養護老人ホームの入居対象である要介護3以上の人数も、同じ時期で約1万9千人から2万6千人まで増加すると見込まれております。

以上のことから、当地における特別養護老人ホーム等の整備の必要性、緊急性は認められるものと考えております。

次に、スケジュールについて御説明いたします。

福岡市では、募集要項に基づき、本年4月から7月にかけて事業者の公募が行われ、現在、審査をしております。本審議会で御了承が得られましたら、当局から市に対してその旨の通知を行うこととしております。市における事業者採択は本年12月、ホームの開設は平成30年度から31年度中と予定されております。そこで、本財産の売払いの契約につきましては、事業者による工事着工前の平成30年4月頃を予定しております。

最後に、契約の方法等につきまして御説明いたします。

契約の相手方は、福岡市が採択する社会福祉法人とし、随意契約といたします。

また、処理方法は、減額売払及び時価売払といたします。社会福祉法人に対して国有財産を特別養護老人ホーム等用地として売払う場合には、減額売払という優遇措置が適用できることとなっておりますので、所定の基準に基づき算定した減額対象面積部分については5割以内の減額売払を行い、それ以外の部分については時価売払を行うこととしております。

契約締結日から10年間、用途指定を付すことといたします。

なお、福岡市の審査において、仮に本件国有地を活用する事業者が選定されなかった場合には、一般競争入札に付す等の処分方法を検討することとしております。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

【甲斐会長】 ただいま説明がございました第1諮問につきまして、御質問、御意見がございましたら、どうぞ御発言をお願いいたします。

はい、どうぞ、大貝委員。

【大貝委員】 1点教えていただきたいんですが、福岡市の井相田は大野城市との境に近いんです。そうすると、福岡市がそういう形で作るといっても、結構大野城市の方が来られますよね。大野城市の高齢化といった関係のデータはありますか。

【原口管財部長】 大変申しわけありません、今回できる特別養護老人ホームは広域型でございますので、先生御指摘のように各地から来るということになってございますけれども、福岡市自体がかなり不足しているという現状から考えますと、大野城市の数字は把握してございませんけれども、相当程度いるものではないかと考えられます。

【大貝委員】 多分、福岡市よりも結構きつんじゃないかなと思って質問させていただきました。

【甲斐会長】 ほかにございますか。はい、どうぞ。遠矢委員。

【遠矢委員】 処理方法で、減額売払の対象面積はいかほどなのか。それと、今この辺

の土地の時価はどれぐらいなのでしょう。

【原口管財部長】 減額面積につきましては、例えば特別養護老人ホームですとか小型多機能居宅介護施設とかが対象となりますけれども、一方、地域交流スペースといったところは対象外となります。

面積につきましては、今、事業者が算定中でございますので、正確なところはわかりませんが、計画では4階建てとなっているようでございますので、1、2階のスペースが例えば特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護の施設でありますとすれば、敷地面積の半分ぐらいになるということです。

もう一つ、時価につきましては、大変恐縮でございます、売払いをするときに鑑定士の先生に依頼することとなっておりますので、この時点でどれぐらいの価格があるかは分かりかねるところでございますけれども、私どもの方で相続税路線価をもとに大体の額を算出したところ約3億、近隣の公示地等でしましても3億6千万ぐらい、ざっとした計算になりますけれども、そういった額になっております。

ちなみに、ここの台帳価格が1億5千3百万ぐらいにいなっておりますので、かなりの額で上がってくるんじゃないかなという感じがしております。

【甲斐会長】 はい、どうぞ。西村委員。

【西村委員】 対象財産のところは、現況写真の赤で区切っているところでしたけれども、関係ないかもしれませんが、市道沿いに細長くある土地は何ですか。参考までに教えてください。

【原口管財部長】 これは民間の倉庫です。そういったものに使っております。

【西村委員】 民間の所有地ですか。

【原口管財部長】 はい、民間の所有地でございます。

【西村委員】 はい、分かりました。失礼いたしました。

【甲斐会長】 ほかにありますでしょうか。はい、どうぞ。反後委員。

【反後委員】 先ほどの質問に該当するかもしれないんですけれども、減額売払の部分の用途によって減額の面積が決まるということだったんですが、何かその基準というものが国の方であるのでしょうか。

【原口管財部長】 法令等によって対象となる施設が決まっておりますし、具体的な算定方法等は私どもの財務省の通達等で決まっておりますので、それに沿って対象施設あるいは面積を算定していくこととなります。法令と通達等で算定面積が決まっていくこととなります。

【反後委員】 法令と通達ですね。

【原口管財部長】 はい。

【反後委員】 ありがとうございます。

【甲斐会長】 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

【甲斐会長】 それでは、ほかに意見もないようでございますので、本諮問事項について、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

【甲斐会長】 ありがとうございます。それでは、第1諮問事項は、諮問のとおり答申することと決定いたします。

続きまして、第2諮問につきまして、事務局から説明をお願いします。

【原口管財部長】 それでは、引き続き第2諮問について御説明させていただきます。スクリーンを御覧ください。

諮問事項は「福岡県古賀市に所在する一般会計所属普通財産を、古賀市の指定事業者の決定を受けた社会福祉法人に対し、特別養護老人ホーム等用地として貸付けすることについて」でございます。

先ほど第1諮問の説明の際にも触れさせていただきましたけれども、本事案も、介護施設整備に係る国有地活用策に基づき、介護離職ゼロの実現に向けて国有地を積極的に活用することとしたものでございます。

古賀市では、29年度の特別養護老人ホーム開設事業者の募集におきまして、利用可能な国有地のリストを示して事業者の公募が行われたところでございます。本財産については、3者から要望が寄せられておりましたが、9月に古賀市が指定業者として社会福祉法人青山会を選定しております。

それでは、事案の説明に入らせていただきます。

まず、財産の位置からでございます。財産が所在します古賀市は、福岡県北西部で、福岡市と北九州市の間に位置し、JR博多駅からJR古賀駅まで約18キロメートル、快速電車で約20分の場所に位置しております。

御審議いただきます財産は赤く表示している部分でございます。JR古賀駅の北東約1キロメートル、古賀市役所の北東約1.3キロメートルに位置しております。

次に、本財産及び周辺の状況につきまして御説明いたします。青枠で囲った部分が廃止財産でございますが、このうち赤色の部分が今回対象の財産で、介護施設整備用地として

活用予定の財産でございます。残りの緑色の部分の国有地につきましては、今後、古賀市と活用方法について協議していくこととしております。

古賀市等から要望がない場合は、一般競争入札に付す等の処分方法を検討することとしております。この国有地の範囲は、都市計画法上、第1種中高層住居専用地域に指定されており、建蔽率60%、容積率200%となっております。

次に、現況写真でございます。赤色の部分が今回諮問させていただく財産でございます。今は廃止済みの宿舎が建っておりますが、今年度中に解体撤去することとしております。

周辺の状況でございますが、閑静な住宅地域となっており、対象財産は市道、合同宿舎に囲まれております。

廃止宿舎の面積は、緑色も含めた7,111.65平方メートルで、昭和41年から国家公務員宿舎として使用されておりましたが、宿舎削減計画に基づき、用途廃止の上、平成29年10月、今月上旬に、一般会計所属普通財産として当局に引き継がれたものでございます。

廃止財産全体の面積は7,111.65平方メートルですが、そのうち3,500平方メートルを上限に、古賀市における採択の結果を踏まえ、当該事業者が必要とする部分を介護施設整備用地として提供することとしております。

利用計画につきましては、当該事業者が古賀市の募集要項に沿った形で策定しておりますので、ここで市の募集要項の概要について御説明いたします。

古賀市では、平成27年度からの3カ年計画である古賀市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者ができる限り住み慣れた地域で人生の最期まで尊厳を持って自分らしい生活を送ることができるよう、介護保険施設等の計画的な整備を進めております。国有地を活用し、地域包括ケアシステムの拠点として、介護予防の推進や健康づくりなど、地域の実情に応じた取組を行おうとしております。

そこで、29年度古賀市の募集要項においては、国有地を活用する事業者に対しては、特に地域の介護拠点となるような特色のある計画を求めるという観点から、特別養護老人ホーム設置に加えまして、小規模多機能型居宅介護など御覧のような施設についても併設することが要件とされております。このような募集要項の要件に沿って事業者が計画を策定しているところでございます。

次に、本事案の必要性、緊急性についてでございます。古賀市の高齢者人口等の状況でございます。2016年時点で65歳以上の人口は1万4千人ですが、今後、高齢者の大幅な増加が見込まれておりまして、古賀市の将来推計によりますと、2025年には1万

6千人まで増加し、そのうち75歳以上が9千人と、半数以上を占めることになると見込まれております。

また、要介護認定者につきましても、古賀市によれば、2016年の約1千8百人から2025年には2千人と見込まれており、特別養護老人ホームの入居対象である要介護3以上の人数は約6百人と見込まれております。

なお、古賀市では、おおむね中学校の校区単位を基本に日常生活圏域というエリア区分を設定して、その圏域ごとに施設整備を進めていくこととしておりますが、本財産の周辺地域は、まだ特別養護老人ホームのない未整備圏域となっております。

以上のことから、当地域における特別養護老人ホーム等の整備の必要性、緊急性は認められるものと考えております。

次に、スケジュールでございますが、古賀市では募集要項に基づき、本年3月から6月にかけて事業者の公募を行い、本年9月、事業者の採択をしております。ホームの開設は平成31年3月31日までとされております。そこで、本財産の貸付けの契約締結につきましては、事業者による工事着工前の平成30年3月頃を予定しております。

最後に、契約の方法等につきましてでございますが、契約相手方は古賀市が採択いたしました社会福祉法人青山会とし、随意契約といたします。処理方法は定期借地となります。定期借地の場合は、一般定期借地権を活用し、50年以上の貸付けとし、貸付料は貸付け当初から10年間は最大5割減額、残りの期間については時価貸付とします。貸付期間中、用途指定を付すことといたします。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

【甲斐会長】 ただいま説明がございました第2諮問につきまして、御質問、御意見ございましたら、どうぞ御発言をお願いいたします。

はい、どうぞ。大貝委員。

【大貝委員】 ここの特養の入居予定人員はどれぐらいなのでしょう。

【原口管財部長】 地域型を予定してございますので、29人以下となります。

【大貝委員】 29。はい。

【甲斐会長】 ほかにございますか。

はい、どうぞ。遠矢委員。

【遠矢委員】 土地の活用方法の目的が第1諮問と第2諮問はほぼ同じだと思うんですが、第2諮問の方は売却ではなくて定期借地になるというのは、これは何か理由があるの

でしょうか。

【原口管財部長】 これは事業者からの要望に沿ってそういう形にしてございます。第1 諮問の場合、事業予定者の方が1 者でございまして、その1 者が売払いを希望してございましたので、売払いにいたしました。そして、こちらの場合は選定された事業者が定期借地を希望しておりますので、定期借地にいたしました。

【遠矢委員】 分かりました。

【甲斐会長】 ほかにございますか。

はい、どうぞ。益村委員。

【益村委員】 先ほどの第1 諮問の方は介護拠点ということでしたけれども、今回は地域包括ケアシステムの拠点となっております。近くに病院とかもあって、そことの連携が十分に行われることが見込まれると解釈してよろしいのでしょうか。

【原口管財部長】 このすぐそばに国立病院がございまして、事業者がそこ連携して進めていくかどうかは確認してございませませんが、そういう仕組みができる地域であるということではございます。

【甲斐会長】 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

(「なし」という声あり)

【甲斐会長】 それでは、ほかに御意見もないようでございますので、本諮問について原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

【甲斐会長】 ありがとうございます。

それでは、第2 諮問は諮問のとおり答申することと決定いたします。

本日の諮問事項につきましては、いずれも諮問のとおり答申することが適当である旨決定されましたので、九州財務局長に対して答申書をお渡しすることといたします。

本日の審議結果につきましては、従来どおり議事録等を公表することとしております。詳細につきましては、私から事務局に指示した上で、対応することで御了解いただきたいと思います。

それでは、次に、報告事項について事務局から説明をお願いいたします。

【松永管財部長】 九州財務局の管財部長の松永でございます。改めましてよろしくお願いをいたします。それでは、失礼して座って説明をさせていただきます。

私の方からは、お手元の資料「第7 1 回 国有財産九州地方審議会報告事項説明資料」括弧書きのついてないもの、1 枚めくっていただきましたら一番上のところに、「諮問事案

の処理状況」と書いております資料、こちらを使って御説明をさせていただきたいと思っております。

昨年、平成28年10月の第70回の国有財産地方審議会でございますが、南部九州において答申をいただきましたのは、この表にある2件でございます。

最初は、上の表でございます熊本市に対する熊本市市民病院用地としての売払い及び道路拡幅用地としての貸付けでございます。

資料の方をめくっていただきまして、2ページの図面を御覧いただけたらと思います。

対象財産は、国家公務員宿舎東町北住宅でございました。熊本市から、この図面の赤で塗った部分、これは公務員住宅を一部廃止した跡地でございまして、こちらを市民病院の用地として、それから黄色の方、この部分を道路の拡幅の用地として取得・使用したいとの御要望がございまして、その処分について答申をいただいたものでございます。

この答申を受けまして、資料は1枚戻っていただきまして、また1ページの表を御覧いただけたらと思うのですが、市民病院用地につきましては、右の欄に書いてございますように、平成29年3月31日に熊本市に対して約13億7千万円で売払いをいたしました。それから、黄色の道路拡幅用地につきましては、下の欄、右の方にございますように、まだ契約をしてございません。現在、熊本市におきまして道路区域変更の途中でございます。その手続きが完了次第、無償貸付を行う予定としております。

以上が第1の諮問事項でございますが、第2の諮問事項はその下の方の表でございます。これは合志市に対する小中学校用地としての売払いでございます。

資料、今度は1枚めくっていただきまして、3ページ、現況写真を付けてございます。こちらを御覧いただけたらと思います。

対象財産は、旧菊池医療刑務支所の庁舎及び宿舎等でございます。この赤枠で囲んだ部分の面積が約5万6千平方メートルでございますが、合志市から、この部分を小中学校用地として取得したいという御要望がありまして、その処分について答申をいただきました。

その当時の御説明をもう1回繰り返させていただきますと、この青の部分、ちょっと赤の部分に食い込んでおりますが、この部分が除かれておりますのは、従来はこの部分が旧医療刑務支所の庁舎になっていたのですが、ここを、隣接する菊池恵楓園の入居者の自治会から、ハンセン病患者の名誉回復を図るための歴史的建造物の一つとして保存してくださいという御要望がございました。そういう御要望がございましたので、この青の部分については、ちょっと形は変になるんですが、あえて外して赤の部分について御答申をいただいたところでございます。

これ、今なぜあらためて御説明をしたかという、既に新聞報道等で御承知の方もいるかと思うのですが、実は自治会の方からここをモニュメントとして保存することを断念するというお話もちらっと出てございます。今後、関係者の皆様方の調整があるので、今の段階では確としたことは申し上げられないのですが、仮に、そういった自治会の御意向等を受けて、合志市からあらためて小中学校用地として、赤の部分だけではなく青の部分も含めて、まとめて一体として利用したいというような御要望が上がった場合、その点について、関係省庁である厚生労働省や法務省でも、そういった形での処分に異存がないというお話がありますれば、財務局としてもこの一体としての処分について改めて検討しなければならないという、今、そういった状況でございます。ということで、過去の経緯を御説明させていただきました。

ということで現段階では正式にそういったお話はお伺いしていないのですが、本事案の処理、今のところのスケジュールとしましては1ページに戻っていただきまして、下の方の表でございますが、既に平成28年12月から30年の10月31日を期限とする合志市への委託契約を結んでおります。この管理委託契約が切れる段階、平成30年9月から10月にかけて売買契約を締結するという、今の時点ではこういうスケジュールリングで動いてございます。

九州財務局からの御説明は以上でございます。

【甲斐会長】 ではどうぞ、財務支局。

【原口管財部長】 それでは続きまして、福岡財務支局の報告事項について御説明いたします。

今回報告いたしますのは、1点目が、国有財産法第10条に基づく国の庁舎の使用調整等の実績、それと2点目が、以前に本審議会において御答申をいただきました事案の処理状況でございます。

事案の説明に入ります前に、庁舎の使用調整等につきまして改めて御説明いたします。配付資料の4ページを御覧いただければと存じます。

使用調整等とは、国の庁舎等の効率的な使用を推進していく観点から、一定地域の中で空きスペースを有する庁舎がある場合、その周辺にある単独庁舎や借受庁舎に入居中の官署を当該庁舎に移転させるなどの入替え調整を行うこととございます。当該調整を行うことで、移転により不要となった庁舎の売却による税外収入の確保や、借受庁舎の解消による借受費用の縮減を図っております。

それでは、庁舎の使用調整等の実績でございます。5ページでございます。10条調整

につきましては、福岡県福岡市、長崎県対馬市、佐世保市の3事案でございます。

福岡市の事案につきましては、消費税増税転嫁対策事業を実施するため、平成25年10月から平成29年3月まで九州経済産業局を時限的に入居させる調整を行ってまいりましたが、法改正によりまして、事業期間延長がされました。これに伴いまして平成29年4月から平成33年3月まで入居を延長する調整を行ったものでございます。

二つ目は対馬市の事案でございます。庁舎敷地を借受けておりました自衛隊の駐在員事務所を余剰スペースが生じていた庁舎へ移転入居させる調整を行ったものでございます。本件調整によりまして、年間の借受費用約19万円の縮減が図られております。

また、最後、佐世保市の事案でございますけれども、これは原子力規制庁の新組織発足に伴いまして余剰スペースの生じていた庁舎へ入居させる調整を行ったものでございます。

各事案の概要につきましては、10ページ以降の説明図を御覧いただきたく存じます。

続きまして、9ページの諮問事案の処理状況を説明させていただきたいと思っております。

平成28年6月開催の第69回審議会に諮問し、適当と認めるとの御答申をいただきました北九州市に所在する事案の処理状況でございますが、本年5月29日に社会福祉法人英会と契約を締結してございます。

また、平成28年10月開催の第70回審議会に諮問いたしまして、同様に答申をいただきました福岡市に所在する事案につきましても、本年10月6日に社会福祉法人福岡市民生事業連盟と契約締結をしたところでございます。

福岡財務支局からの報告は以上でございます。

【甲斐会長】 ありがとうございます。

ただいまの報告事項につきまして、何か御質問、御意見等はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

(「なし」という声あり)

【甲斐会長】 それでは、ほかに御意見もないようでございますので、財務局からの報告につきましては、これで終わらせていただきます。

それでは、これをもって本日の審議及び報告は終了させていただきます。

それでは、最後に、福岡財務支局長から御挨拶をお願いいたします。

【森山福岡財務支局長】 本日は委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中御出席いただき、また、熱心に御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

ただいま御承認いただきました諮問事項につきましては、御審議中の御意見等も踏まえまして適切に処理したいと存じます。

委員の皆様方におかれましては、今後とも、国有財産行政はもとより、財務行政一般につきまして、引き続き御指導、御鞭撻いただきますようお願い申し上げまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

【甲斐会長】 ありがとうございました。

それでは、これもちまして本日の審議会を閉会させていただきます。

委員の皆様方には、長時間にわたり御審議等をいただき、ありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

【井手管財総括第一課長】 甲斐会長及び委員の皆様、どうもありがとうございました。

先ほど甲斐会長から公表する旨の説明がなされました本日の議事録につきましては、事前に委員の皆様にご確認いただくこととしておりますので、お忙しいところ恐縮ですが、よろしくお願いたします。事前確認が終了次第、九州財務局及び福岡財務支局のホームページにて公表することとなっております。

事務局からの説明は以上となります。

本日はありがとうございました。

— 了 —